

# 第1部 序 論

---

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の目標
- 4 市、市民、事業者の責務





# 1 計画の基本的な考え方

## (1) 計画の見直しの趣旨

蕨市では、平成15年6月1日に男女共同参画パートナーシップ条例を施行し、条例に基づいた計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」（平成16年度～25年度）を平成16年に策定し、総合的に推進してきました。

その後、国では平成16年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」）の一部改正に続き、平成19年にも市町村の努力義務を盛り込んだ一部改正（平成20年1月施行）がありました。

また平成17年の「男女共同参画基本計画（第2次）」（内閣府）や平成19年2月の「埼玉県男女共同参画推進プラン」の改訂により、国や県の計画との整合性の必要も生じてきました。

一方で少子高齢化や就業環境の悪化や意識の多様化、国際化や高度情報化などにより社会情勢の変化に添って、早急に対応していくなければならない課題もあります。

そこで、「男女が平等で共に参画するまちの実現」に向けて、本計画を改定し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン・後期計画」として策定します。

## (2) 計画の性格

①この計画は、男女が平等で共に参画する社会「男女共同参画社会」の形成に向けて必要な施策を明らかにし、総合的・計画的に進めるための基本計画です。

②この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や「埼玉県男女共同参画推進プラン」を踏まえるとともに、第4次蕨市総合振興計画との整合性を図り、その個別計画として位置付けられるものです。

## (3) 計画の期間

平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの5年とします。

## 2 計画の基本理念

この計画は、蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第3条にある7つの基本理念を、この計画の基本理念とします。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンス\*（以下「DV」）やセクシュアル・ハラスメント\*、虐待など女性に向かわれる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、このような人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

\*ドメスティック・バイオレンス  
(domestic violence)  
配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力で、殴ったり蹴ったりする身体的な暴力、言葉などにより相手の心を傷つけるもの、性的強要などの形態があります。

\*セクシュアル・ハラスメント  
(sexual harassment)  
性的ないやがらせのことで、言葉によるもの、写真等を見せる、身体にさわる、さらには性暴力に及ぶものまで、さまざまな形態があります。  
男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントとして相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させることと規定しています。

## 3 計画の目標

男女が平等で共に参画するまち蕨の実現

## 4 市、市民、事業者の責務

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第4条、第5条、第6条に基づいて、本計画の施策を推進するため、市、市民、事業者の責務を次のとおりとします。

### ■ 市の責務

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うよう努めます。

### ■ 市民の責務

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

### ■ 事業者の責務

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。

